

## 令和元年度第2回愛知県医療審議会 議事録

○開催日時 令和2年3月24日（火） 午後4時から午後4時50分まで

○開催場所 名古屋銀行協会 2階201号室

○出席委員

岩月委員（一般社団法人愛知県薬剤師会会長）、内堀委員（一般社団法人愛知県歯科医師会会長）、浦田委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、大賀委員（愛知県立大学准教授）、大辻委員（弁護士）、加藤委員（愛知県公立病院協会会長）、門松委員（名古屋大学医学部長）、木村委員（一般社団法人愛知県医療法人協会会長）、佐々木委員（日本労働組合総連合会愛知県連合会会長）、重富委員（一般社団法人愛知県精神科病院協会副会長）、杉浦秀司委員（愛知県市長会）、杉浦ますみ委員（愛知県地域活動連絡協議会理事）、杉田委員（公益社団法人愛知県医師会副会長）、梶村委員（一般社団法人愛知県歯科医師会副会長）、鈴木委員（公益社団法人愛知県看護協会会長）、高橋委員（健康保険組合連合会愛知連合会会長）、城委員（公益社団法人愛知県医師会副会長）、野田委員（一般社団法人愛知県医療ソーシャルワーカー協会副会長）、長谷川委員（名古屋医療センター長）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、丸山委員（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）、三浦委員（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター在宅医療・地域医療連携推進部長）、山田委員（愛知県地域婦人団体連絡協議会書記）、山本委員（愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会副代表）（敬称略）

### <議事録>

#### ●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 岩下課長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「愛知県医療審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、保健医療局の吉田局長から御挨拶を申し上げます。

#### ●あいさつ

（愛知県保健医療局 吉田局長）

保健医療局長の吉田でございます。

本日は大変お忙しい中、第2回愛知県医療審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。当医療審議会では、愛知県の医療に関する重要事項を御審議いただく場として位置付けさせていただいておりまして、私ども保健医療局が所管する最も重要な会議でございます。また、平素は委員の皆様方におかれましては、愛知県の保健医療行政に大変な御尽力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

次第でございます。また、昨今は新型コロナウイルス感染症対策につきましても大変な御心配、御助言あるいは御理解をいただきまして、重ねて厚く御礼申し上げる次第でございます。

この新型コロナウイルス感染症対策につきまして一言お話させていただきますと、残念ながら本県では昨日までに、145件の患者が発生しているところでございます。145件の多くは名古屋市内のジムのクラスター、それから福祉施設を中心とするクラスターで占めているところでございます。

また、これは少し心配な事でございますが、最近では発生源のはっきりしないケースが散見されている状況でございます。大変厳しい状況だということは変わりませんが、皆様方の御指導を賜りながら、一刻も早く収束するよう愛知県一同全力で対処する所存でございますので、何卒引き続き格別の御指導賜りますようお願いいたします。

本日の審議会では、議題としまして外来医療計画と医師確保計画の2件を挙げさせていただきます。

2つの計画につきましては、昨年の当審議会に諮問をさせていただきまして、その後、パブリックコメント等の実施を経まして、本年2月の医療体制部会において、計画案を承認いただいたところでございます。本日はこの案につきまして、御承認をいただければ、外来医療計画と医師確保計画について答申をいただきたいと考えております。また、報告事項といたしまして、部会の審議状況について御説明させていただきます。

限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ●出席者紹介・委員の紹介

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 岩下課長補佐)

次に、出席者の御紹介でございますが、時間の都合がございますので、お手元の「委員名簿」及び「配席図」により、紹介に代えさせていただきます。

#### ●定数・資料の確認

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 岩下課長補佐)

なお、本日岩田委員につきましては、まだ到着されておられません。欠席等の御連絡はいただいておりますので、後ほどお見えになるかと思っております。現在、24名の御出席をいただいております。定足数である委員過半数の16名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

また、本日は傍聴者の方が3名いらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

**【次第（裏面）「配付資料一覧表」により資料確認】**

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 岩下課長補佐）

不足等がございましたら、お申し出ください。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、以後の進行は門松会長にお願いいたします。

（門松会長）

会長の門松でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明をお願いします。

**●公開・非公開**

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 岩下課長補佐）

本日の会議は「愛知県医療審議会運営要領」第3に基づき、全て公開とさせていただきます。

（門松会長）

よろしいでしょうか。それでは、本日の会議は全て公開とします。

**●議事録署名人の指名**

（門松会長）

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、会長が委員2名を指名することとなっております。

本日は、杉浦秀司委員と長谷川委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

**【杉浦委員、長谷川委員承諾】**

**●議題**

（門松会長）

それでは、議題に入りたいと思います。

始めに、議題（1）「愛知県外来医療計画の決定」について、事務局から説明をお願いします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田主幹）

医療計画課の上田と申します。よろしくお願ひいたします。私から愛知県外来医

療計画について御説明させていただきます。失礼して着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料1-1をご覧ください。「パブリックコメント等を踏まえた愛知県外来医療計画（案）における原案からの主な変更点」でございます。

外来医療計画につきましては、昨年12月に開催した医療審議会におきまして、原案の御承認をいただいたところでございます。その後パブリックコメントを実施いたしまして、頂戴した意見に基づいて計画案の修正をさせていただいて2月17日に開催した医療体制部会において御承認をお願いしたところでございます。この資料1-1によりまして原案からの修正箇所について御説明をさせていただきます。

まず資料の上から5段目のところでございます。「4 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定（2）外来医師多数区域の設定」のところ、「5 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設定」のところ、いずれも真ん中の「主な変更内容」のところに「外来医師多数区域対象医療圏の変更」とございます。こちらは右側の変更理由のところに外来医師偏在指標確定値の反映とありますとおり、12月に厚生労働省から外来医師偏在指標の確定値が示されたことで外来医師多数区域の設定を変更したものでございます。暫定値では名古屋・尾張中部医療圏、それから尾張東部医療圏が外来医師多数区域に該当しておりましたが、確定値で尾張東部医療圏の偏在指標が全国の上位33.3%から外れることになりまして、本県の外来医師多数区域は名古屋・尾張中部医療圏のみになりましたので、その点について修正をさせていただいたものでございます。

それから2つほど下の8段目のところですが、「主な変更内容」に「市町村別の初期救急提供状況の一覧を変更」とございます。こちらは、変更前の案では、地区医師会単位の休日夜間診療所や在宅当番医制度の実施状況を表にして整理をしておりましたが、知多市からいただいた御意見で市町村ごとの運営状況がわかる表にさせていただきたいという御意見をいただきましたので、地区医師会単位の実施状況は別に地図でお示ししていることもございますので、この表を休日夜間診療所を設置する市の一覧とさせていただきます。

次にその下、「在宅医療サービス提供状況の表に調査時点を追記」とございます。こちらはパブリックコメントで在宅看取りの取扱件数が実態を反映していないのではないかと御意見を賜りまして、平成29年度の医療施設調査をデータとして使用しておりますので、その疾病調査が1ヶ月分のデータを持っているということを表の下に追加をさせていただいたものでございます。

さらにその下、「診療科別の開業状況の位置づけを追記」とございます。こちらの変更内容は診療科別の開業状況は別冊で作成をするということにしてありますが、パブリックコメントで別冊を作成する趣旨が計画に記されていないのではないかと御意見を頂戴しております。そこで本文に別表を作成する趣旨として新規開業者の経営判断に役立てていただくことで医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくという趣旨の記載をさせていただいております。

最後に一番下のところ、用語の解説で「本文中にある用語のうち、説明や補足が必要と思われるものについて解説を追記。」してございます。パブリックコメント等を踏まえた愛知県外来医療計画（案）における原案からの主な変更点については以上でございます。

次に資料1-2をご覧ください。愛知県外来医療計画<概要版>（案）でございます。前回の医療審議会では内容については御説明を1度してございますので、本日は主な計画のポイントにつきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず1ページ目の左側の「3 計画の期間」でございます。計画の期間は地域保健医療計画の残存期間に合わせて、令和2年から令和5年までの4年間としてございます。それから右側の「4（2）外来医師多数区域の設定」でございます。こちらは外来医師偏在指標の確定値に基づきまして、名古屋・尾張中部区域を外来医師多数区域として設定をいたしております。それからその下「5 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設定」でございます。3つ目の○にありますとおり、本県といたしましては、地域医療構想推進委員会を協議の場としてまいりたいということでもあります。

資料を1枚おめくりいただきまして2ページをお願いいたします。2ページの左の上のところ、協議の場をお願いをする「協議事項」でございます。まず「全ての医療圏で協議する事項」といたしまして、地域で不足している外来医療機能に関する検討、具体的には初期救急医療、在宅医療、産業医、学校医等について協議を行っていききたいということでございます。それから、併せまして医療機器の効率的な活用に関する検討をおこなっていききたいとしております。

その下のところでございますが、「外来医師多数区域の医療圏で協議する事項」でございます。こちらは先ほどの全て医療圏で協議する事項に加えまして、新規開業者が開設届を提出する際に、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、それとともに、新規開業者の方が拒否をした場合に協議の場に参加をお願いし、その協議の結果の公表を行うとしております。

その下の○のところでございます。外来医師多数区域に設定された医療圏については、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めるなどの対応が必要となりますので、協議の場の下に部会を設置するということにしております。

それからその下「6 各医療圏における外来医療の提供状況」のうち、「（3）診療科別の開業状況」のところでございます。こちらは新規開業者に情報提供するために2次医療圏ごとの診療科別の開業状況の一覧を別冊で作成をいたしまして、こちらは定期的に更新をまいりたい。

それから資料の右の下「7 医療機器の共同利用」でございます。こちらの「（1）対象医療機器の設定」ですが、医療機器の購入に当たりましては、全ての医療機関に共同利用計画を作成していただくこととなりますが、対象となる医療機器はCT、

MRI、PET、リニアック、ガンマナイフ、マンモグラフィーの6種類でございます。

資料をもう1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページの1番下「8 各医療圏における医療機器の保有状況」のところでございます。医療機器の購入を予定している医療機関の参考に資するために、各医療機関における医療機器の保有状況の一覧を別冊で作成いたしまして定期的に更新をしております。概要については以上でございます。

愛知県外来医療計画（案）の本体につきましては資料3として本日お配りしておりますが、時間の都合もございますので説明は省略させていただきたいと存じます。私からの説明は以上です。

（門松会長）

ありがとうございました。それでは御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、本審議会の意見をまとめたいと思いますが、特に問題がないということでございますので、本日の計画案は適当であるとして知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、答申につきましては、次の議事がございますので、その議事が終わった後にしたいと思います。

次の議題（2）でございますけれども「愛知県医師確保計画の決定」について、事務局から説明をお願いいたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 久野室長補佐）

医務課地域医療支援室の久野と申します。私からは、「議題（2）愛知県医師確保計画の決定」について御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。恐れ入りますが以後着座にて御説明させていただきます。

それではお手元に資料2-1を御用意いただきたいと思います。医師確保計画につきましては、外来医療計画と同様、昨年12月16日に開催しました前回の当審議会におきまして原案を御了承いただきまして、その後12月21日から本年1月19日にかけて、パブリックコメントを実施するとともに、医療法の規定に基づき、市町村及び関係団体に対する意見照会を行っております。その後、2月17日に開催しました医療審議会医療体制部会におきまして、パブリックコメント及び意見照会により頂きました御意見等を踏まえ、原案に修正を加えた計画案を御了承いただいておりますので、本日は資料により、原案からの主な変更点を説明させていただきたいと思います。

資料には、医師確保計画の項目ごとに、主な変更内容と該当ページ、また、変更理由をお示しさせていただいております。なお、ページ番号につきましては、本日の資料3のとおり、外来医療計画と一体で別冊として策定することとしておりますので、ページ番号の体裁を「医-ページ数」という形に変更させていただいております。

ます。

それでは資料の説明をさせていただきます。まず、「第1章 医師確保計画総論」の「7 目標医師数を達成するための施策」でございます。「(2) 今後の主な方策」では、主な変更点の1つ目といたしまして、「病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等」の施策に、勤務医の働き方改革に関する補助事業を追記しております。こちらは、変更理由に記載のありますとおり、新規事業ということでございまして、国が、勤務医の働き方改革の推進に関する事業を予算化したことを踏まえまして、本県におきましても、来年度、補助事業として実施することとしましたことから追記したものでございます。

その下、主な変更点の2つ目といたしまして、「医師不足地域や診療科の病院勤務医の養成・確保等」の施策に、専門研修に関する補助事業を追記しております。こちらは、市町村に対して行いました意見照会におきまして、専門研修における連携施設への指導医の派遣に関する御意見をいただいたことから、従来から本県で事業化をしております、医師不足地域の研修医療機関への指導医の派遣に対する補助事業を追記させていただいております。

続きまして、「第2章 個別の診療科における医師確保計画」の「2 本県の産科・小児科医師の状況等」でございます。「(3) 2次医療圏の状況」では、資料にございますとおり、主な変更点が2点ございますが、先に2つ目の黒ポチをご覧くださいと思います。変更内容といたしましては、小児科医師数の多い2次医療圏につきまして、上位の医療圏名と医師数を追記しておりますが、こちらは、市町村に対して行いました意見照会におきまして、知多半島医療圏に「あいち小児保健医療総合センター」が立地していることが、当該医療圏の医師数が多くなっていることに関連している旨を注記すべきではないか、との御意見をいただきましたことから追記しております。

この小児科の医師数の状況に関する変更に合わせて、その上の黒ポチでございますが、産科につきましても、医師数の多い2次医療圏について、上位の2次医療圏名と医師数を追記しております。

続きまして「3 医師偏在指標」及び「4 相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域の設定」でございますが、こちらは、前回の当審議会では、国から示されました指標の内示の状況を説明させていただきましたが、その後、確定値が国から示されましたことから、指標値や全国順位等を修正させていただいております。なお、確定値が示されたことによる相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域の変更はございません。

次の「5 偏在対策基準医師数」につきましても、変更理由にございますとおり、国から新たなデータが示されましたことから、最新の数値に修正をしております。

最後に、「用語の解説」及び「資料」でございます。こちらは、前回の当審議会の資料では、それぞれ計画に項目として記載することについて御了承いただいておりますが、具体的な内容をお示ししておりませんでしたので、今回、それぞれ追

記をさせていただいております。

なお、「資料」のうち、2つ目の黒ポチにつきましては、変更理由でございますとおり、パブリックコメントにおきまして、「医師偏在指標を算出するための標準化医師数の具体的数値が明確にされていない」との御意見をいただきましたことを踏まえまして、関連するデータを掲載しているものでございます。

資料2-1の説明は以上とさせていただきます、続きまして、資料2-2をご覧くださいと思います。資料2-2は医師確保計画の概要版の案でございます。前回からの変更箇所は、網掛けとしております。資料の1ページから5ページまでの「第1章 医師確保計画総論」につきましては、大きく変わった点はございませんので、説明は時間の都合もございまして省略させていただきたいと思います。概要版で主に変更している箇所につきましては、資料6ページをご覧くださいと思いますが、網掛けとしております表の部分、小児科の医師偏在指標の表と、産科及び小児科における相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域の表、それから、次の7ページにございます「産科の偏在対策基準医師数」、次の8ページにございます「小児科の偏在対策基準医師数」の表の部分を今回修正させていただいております。

簡単ではございますが、資料2-2の説明は以上とさせていただきます、最後に、資料3により、主な変更内容の補足説明をさせていただきたいと思いますので、お手元に資料3を御用意いただきたいと思います。前半部分は外来医療計画の案になっておりますので、後半の医師確保計画の案を御覧いただきたいと思います。

まず、「第1章 医師確保計画総論」における主な変更内容でございますが、資料の医-40ページをご覧くださいと思います。先ほど、資料2-1で説明をいたしました追加施策のうち、新規事業として追記しておりますのが、網掛けとなっている2箇所のうち、はじめの黒ポチの部分でございます、医師の労働時間短縮に向けた取組に対して補助を行うことで、勤務医の働き方改革を推進することとしております。

その下、網掛けとなっている部分の2つ目の黒ポチ部分でございます。専門研修に関しまして、指導医の派遣に対する補助事業を実施することにより、医師不足地域における専門医研修の実施体制の整備に努めることとしております。

続きまして、「第2章 個別の診療科における医師確保計画」における主な変更点でございますが、医-48ページ及び、49ページを御覧いただきたいと思います。産科・小児科医の2次医療圏の状況につきまして、計画の原案では、1つ目の○に、多くの2次医療圏で30代、40代の医師が多くなっている状況のみを記載していましたが、先ほど資料2-1で説明しましたとおり、2つ目の○として、産科・小児科それぞれに、医師数の多い医療圏の状況を追記しております。市町村からの御意見で頂いておりました「あいち小児保健医療総合センター」に関する記述につきましては、49ページの2つ目の○を御覧いただきたいと思います。また、「小児救命救急センターであるあいち小児保健医療総合センターが設置されている知多半島医



療圏」と記載をさせていただいております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(門松会長)

ありがとうございました。それでは、御意見・御質問がございましたら、御発言をお願いします。

よろしいですか。それでは、本審議会の意見をまとめたいと思います。審議の結果、県に対して愛知県外来医療計画及び愛知県医師確保計画の答申をすることいたします。答申書を読み上げさせていただきます。令和2年3月24日、愛知県大村秀章様、愛知県医療審議会会長、門松健治、愛知県外来医療計画の策定について、令和元年12月16日付け31医計第618号で諮問のありました、このことについて別添愛知県外来医療計画案をもって適当と認めます。

もう一つですけれども、愛知県医師確保計画の策定について、令和元年12月16日付け31医計第617号で諮問のありました、このことについて別添愛知県医師確保計画案をもって適当と認めます。

(愛知県保健医療局 吉田局長)

1年間に渡りまして、御審議いただきありがとうございました。

(門松会長)

それでは事務局は、今後、必要な手続きを進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## ●報告事項

(門松会長)

以上で本日の議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項「部会の審議状況について」、3つの部会の状況を一括して事務局から説明いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口主幹)

医務課主幹の高口と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからは報告事項「医療法人許認可部会の審議状況について」、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料4を御覧ください。

前回の愛知県医療審議会以降の開催状況でございますが、資料にございますとおり元年度第4回を令和2年2月21日に開催しております。審議内容につきましては、資料左側の表の真ん中あたりの「議題」の欄を御覧ください。今年度第4回の部会では医療法人の設立について医科が10件、歯科が上の○のほうにございますが前回

第3回からの継続審議のこの1件を合わせまして、合計で9件、合計19件の新規設立の審議を行っております。なお、いずれも認可が適当である旨の答申をいただいております。

資料右側の「医療法人数一覧」を御覧ください。本県における医療法人数等の状況を示してございます。上の表に、過去3か年と本年度の医療法人数の内訳をお示ししております。本年3月13日現在で、法人数は上の表の右下になりますが、2,311となっております。

最後に、特定医療法人、社会医療法人の内訳は、その下の表のとおりでございます。なお、社会医療法人の総計は本年3月13日現在で9法人となっております。

2ページ目、3ページ目は、平成31年4月1日から令和2年3月13日までの医療法人の異動状況でございます。

以上、簡単ではありますが、医療法人許認可部会の審議状況について御報告させていただきます。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 岩下課長補佐)

医療計画課の岩下と申します。私からは、医療体制部会の審議状況についてご報告させていただきます。お手元に資料5を御用意ください。恐れ入りますが、以後着座にて説明させていただきます。

本年度第2回目の医療体制部会は、2月17日に開催し、本日の議題とさせていただきます「愛知県外来医療計画の案の決定」を始め、資料に記載の3件の議題について御審議いただき、それぞれ御了承をいただいております。

議題のうち、3つ目の○、「医療介護総合確保促進法に基づく令和2年度計画事業(素案)の決定」について御報告させていただきます。医療介護総合確保基金を活用した事業の実施につきましては毎年事業計画を作成することとされておりますが、医療介護総合確保促進法の規定に基づき医療審議会など関係者の意見を聞くこととされておりますので、令和2年度の事業計画について、御意見を伺ったものであります。資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目の左側1(1)国の予算案のところを御覧いただきたいと思っております。令和2年度の医療介護総合確保基金の医療分は1,194億円で前年度から160億円の増加となっております。その内訳につきましては施設等の整備が560億円、居宅等の医療提供及び従事者の確保が491億円、勤務医の働き方改革が143億円となっております。

その下にいただいていただきまして、2のところが本県の事業費の案でございます。令和2年度の事業費が38億2,769万9千円で昨年度計画より2,236万4千円の増となっております。その内訳につきましては資料の右側、主な事業のところを御覧いただきたいと思っております。まず一番上の①のところ、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業は19億2,900万1千円で、前年度から3億6,166万2千円の減となっております。

資料の中程を見ていただきまして、②の居宅等における医療の提供に関する事業

につきましては過去に積み立てた基金の執行残を活用して事業を行うこととしておりますので、令和2年度の事業計画額としては0と表示しておりますが、事業規模といたしましてはその隣の二重かぎかっこにあります4,250万8千円で、そちらは前年度から806万3千円の増となっております。

その下、③の医療従事者の確保に関する事業でございます。ここには厚生労働省からの指示によりまして、当面は新たな区分であります勤務医の働き方改革の推進に関する事業を含むこととされております。2つの区分を合わせまして18億9,869万8千円で前年度から3億8,402万6千円の増という形になっております。資料の3ページから5ページにつきましては個々の事業を一覧にして記載をしておりますが、本日時間の関係もございまして、詳細な報告は省略をさせていただきたいと思っております。

なお、本日資料5の別冊といたしまして、本県の医療計画の別表を配布させていただいております。医療体制部会ではこの別表に記載する医療機関の変更内容について報告をいたしました。本日は更新後の状態の別表をお示ししておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。私からの報告は以上になります。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 米田課長補佐)

医務課医務Gの米田と申します。5事業等推進部会の審議状況について御報告いたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料6を御覧ください。第2回の5事業等推進部会を3月17日に委員8名の出席をいただき開催いたしました。議題は2件と報告事項1件でございます。議題の1件目は「災害拠点精神科病院の指定について」です。

資料2ページの「災害拠点精神科病院の指定について」を御覧ください。

平成29年3月に、国からの通知により、災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う「災害拠点精神科病院を今後整備する必要がある」旨の方向性が示されました。

また、令和元年6月に改めて国から通知された整備方針及び指定要件を受け、本県では指定に向けた調整を進めてまいりました。

先日の5事業等推進部会におきましては、本県の災害拠点精神科病院の整備方針を、「国の整備方針のとおりとし、県内に1か所以上整備する。」とすること及び「2病院を新たに災害拠点精神科病院に指定すること」につき、御審議いただきましたところ、承認をいただきました。

今回指定する病院の調査結果については、資料3ページの「災害拠点精神科病院の指定に係る調査結果について」をご覧ください。

指定する「愛知県精神医療センター」及び「松崎病院豊橋こころのケアセンター」は、ともに施設や設備、運営体制などの指定要件を満たしております。なお、2病院とも令和2年3月下旬に指定する予定です。

次に議題の2件目でございますが、資料5ページの「地域医療支援病院の

承認について」です。

資料6～8ページをご覧ください。今回、独立行政法人労働者健康安全機構旭労災病院から地域医療支援病院の承認申請書が提出されました。医療法に規定された紹介患者に対する医療提供体制の整備状況や共同利用のための体制整備状況などの承認要件をすべて満たしており、御審議いただきましたところ、承認をいただきました。

その結果、資料の9ページにありますとおり、これまでは地域医療支援病院は県内27か所でしたが、28か所となります。

次に報告事項でございますが、5事業等における主な令和2年度予算について御報告をいたしました。

以上で、5事業等推進部会の審議状況に係る説明を終わります。

(門松会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明について、御質問がございましたら、御発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

#### ●その他

(門松会長)

それでは、以上で、本日の議題及び報告事項は全て終了しました。この機会にもし事務局から説明のあった以外のところで御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかかでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、最後に、事務局から何かございましたらお願いします。

#### ●事務連絡

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 岩下課長補佐)

本日の会議録につきましては、後日、御発言いただきました方に内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で会長が指名いたしましたお二人の署名者に御署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ●閉会

(門松会長)

ありがとうございました。それでは、本日の医療審議会はこれで終了します。どうもありがとうございました。